

大和市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

大和市教育委員会規則第7号

大和市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会傍聴規則（昭和31年大和町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条中「1に」を「いずれかに」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会傍聴規則第4条、第5条第2項、第7条及び第10条の規定は適用せず、この規則による改正前の大和市教育委員会傍聴規則第4条、第5条第2項、第7条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。